青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇談会設置要綱

1 設置

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「法」という。)第10条にもとづく青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に当たり、市民および事業者等の意見を幅広く取り入れることを目的として、青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について、必要な意見交換等を行う。

- (1) 法にもとづく総合戦略の策定に関すること。
- (2) その他総合戦略等に関すること。
- 3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長(以下「市長」という。) が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等 の代表者 8人以内
- (2) 公募による市民 2人以内
- 4 会長および副会長
 - (1) 懇談会に会長および副会長を置く。
 - (2) 会長および副会長は、委員が互選する。
 - (3) 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
 - (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会議

懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

6 意見の聴取等

会長は、懇談会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

会長は、懇談会の会議の経過および意見等を市長に報告する。

8 庶務

懇談会の庶務は、企画政策担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、平成27年4月7日から実施し、第7項に規定する報告のあった日の翌日をもって廃止する。